



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 エルピーダメモリ株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 坂本幸雄
(コード番号 6665 東証第 1 部)
問合せ先 取締役兼 COO 大塚周一
(TEL 03 - 3281 - 1500 (代))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、平成18年6月27日開催予定の第7期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 商号登記について、呼称と登記上の名称とが同一であるため、第1条の規定を簡潔にするものであります。
- (2) 公告方法について、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条を変更するものであります
- (3) 現行定款第5条（発行する株式の総数）につき、以下の理由により発行可能株式数の拡大をするものであります。

半導体業界の中でも当社グループの営むDRAM事業は、事業の成長と競争力の維持・強化のために、研究・開発及び生産設備に対する継続的かつ機動的な投資が特に必要とされる分野となっています。例えば、当社グループにおいても、主に、生産拠点である広島エルピーダメモリ株式会社における生産能力拡充を目的として、平成16年度に1,245億円、平成17年度に1,894億円の設備投資を行っています。

上記事業環境においては、市場の状況に応じた機動的な資金調達が行える状態を維持しておくことが必要であると考えており、発行可能株式総数を拡大するものであります。

発行可能株式総数	200,000,000株
発行済株式総数	96,468,400株
潜在株式数(ストック・オプション)	3,921,200株

(いずれも平成18年3月末現在)

- (4) 会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴い、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案第4条（機関）及び同第7条（株券の発行）を新設するものであります。
- (5) 会社法の施行に伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、所要の変更を行うものであります。

変更案第10条（単元未満株式についての権利）：単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。

変更案第14条（定時株主総会の基準日）：現行定款第10条第1項の主旨を「第3章 株主総会」にかかるとして定めるものであります。

変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）：株主総会の招集に際

し、利便性向上のため、インターネットによる株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。

変更案第24条（取締役会の決議の省略）：取締役会をより機動的に運営するため、会社法第370条に定めるいわゆる取締役会の書面または電磁的記録による決議を可能とするものであります。

変更案第33条（社外監査役との責任限定契約）：社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

- (6) B種類株式がすべて転換されたことにともない、現行定款第5条、同第11条の1から同第11条の9、同第12条、同第19条及び同36条等につき、所要の変更または削除等を行うものであります。
- (7) その他、会社法施行に伴う用語の補正及び条項の変更または削除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月27日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月27日（火曜日）

以上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(商号) 1. 本会社は、エルピーダメモリ株式会社と称し、<u>登記上はこれをエルピーダメモリ株式会社と表示する。</u> 2. 英文では、Elpida Memory, Inc.と表示する。</p> <p>第2条(目的) 本会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 (1) 半導体素子、集積回路等の電子部品の開発、設計、製造、販売および保守 (2) 前号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 (3) 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p>第3条(本店の所在地) 本会社は、本店を東京都中央区に置く。 (新設)</p> <p>第4条(公告の方法) 本会社の公告は、日本経済新聞に<u>これを掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条(発行する株式の総数) 本会社が発行する株式の総数は204,480,000株とし、<u>このうち200,000,000株は普通株式、4,480,000株はB種類株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合、また、B種類株式につき消却または普通株式への転換があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減じる。</u> (新設)</p> <p>第6条(自己株式の取得) 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条(1単元の株式の数) 1. 本会社の1単元の株式の数は、<u>普通株式については100株、B種類株式については100株とする。</u> 2. 本会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(商号) 1. 本会社は、エルピーダメモリ株式会社と称する。 2. 英文では、Elpida Memory, Inc.と表示する。</p> <p>第2条(目的) 本会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 (1) 半導体素子、集積回路等の電子部品の開発、設計、製造、販売および保守 (2) 前号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 (3) 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p>第3条(本店の所在地) 本会社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p><u>第4条(機関)</u> 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条(公告方法) 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 本会社の発行可能株式総数は<u>300,000,000株とする。</u></p> <p><u>第7条(株券の発行)</u> 本会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条(自己の株式の取得) 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 1. 本会社の単元株式数は、100株とする。 2. 本会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に</u></p>

元未満株式」という。)の数を表示した株券を発行しない。

(新設)

第8条(株式その他の取扱規則)

1. 本会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、元未満株式の買取り、株券の再発行その他株式に関する手続は、法令または本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

2. 会社書類の閲覧、謄写ならびに謄本、抄本の交付に関する手続および手数料は、取締役会において定める会社書類閲覧規則による。

第9条(名義書換代理人)

1. 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。
2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、本会社においてはこれを取り扱わない。

第10条(基準日)

1. 本会社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日時現在の株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とみなすことができる。

第2章の2 B種類株式

第11条の1(利益配当金)

本会社が利益配当をするときは、B種類株式を有する株主(以下「B種株主」という。)またはB種類株式の登録質権者(以下「B種登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に対して支払う額にB種類株式転換比率を乗じた金額(ただし、円位未満小数第1位を四捨五入するものとする。)の利益配当金を、普通

係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

第10条(元未満株式についての権利)

本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第11条(株式取扱規則)

本会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(削除)

第12条(株主名簿管理人)

1. 本会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。

(削除)

(削除)

(削除)

株主または普通登録質権者と同順位にて支払う。この定款において、「B種類株式転換比率」とは、2,500円(ただし、B種類株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合にはそれぞれにつき適切に調整される。)をB種類株式転換価額(第11条の7で定義される。)で除して得られる数とする(ただし、円位未満小数第4位を四捨五入するものとする。)

第11条の2(中間配当金)

本公司が中間配当をするときは、B種株主またはB種登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に対して支払う額にB種類株式転換比率を乗じた金額(ただし、円位未満小数第1位を四捨五入するものとする。)の中間配当金を、普通株主または普通登録質権者と同順位にて支払う。

第11条の3(残余財産の分配)

本公司が残余財産の分配をするときは、B種株主またはB種登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に対して分配する額にB種類株式転換比率を乗じた額(ただし、円位未満小数第1位以下は四捨五入するものとする。)を、普通株主または普通登録質権者と同順位にて分配する。

第11条の4(議決権)

B種株主は、本定款または法令による別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

第11条の5(株式の併合・分割、新株引受権等の付与)

1. 本公司が株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種類株式ごとに、同時にかつ同一割合でこれを行う。

2. 本公司は、新株の引受権または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の引受権を株主に付与するときは、普通株主には普通株式の新株または新株予約権の引受権を、B種株主にはB種類株式の新株または新株予約権の引受権をそれぞれ同時にかつ同一割合で付与する。前記にかかわらず、本公司は、B種株主に対してのみ、すべての種類の株式の新株または新株予約権の引受権を付与することができる。

第11条の6(B種類株式の普通株式への転換)

1. B種株主は、B種類株式の発行後いつでも、すべてまたは一部のB種類株式につき普通株式への転換を請求することができる。かかる転換の効力は、商法第222条の6第1項の規定に基づき、B種株主が転換の請求をした時に生じる。

2. 前項に基づく転換により発行すべき普通株式の数は、転換するB種類株式数に2,500円(ただし、B種類株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

合には適切に調整される。)を乗じ、これをB種類株式転換価額で除して得られる数とする。ただし、前記の普通株式数の算出により生じた1株未満の端数については、四捨五入により整数とする。

第11条の7(B種類株式転換価額)

1. 当初B種類株式転換価額は1株当たり2,500円とする。

2. B種類株式発行後、本会社が、次の各決定を行った場合、B種類株式転換価額は以下のとおり調整される。

(i) その時点で適用あるB種類株式転換価額を下回る1株当たりの発行価額または対価での普通株式の発行または処分。

(ii) その時点で適用あるB種類株式転換価額を下回る1株当たりの発行価額または対価で普通株式に転換可能な株式の発行または処分。

(iii) その時点で適用あるB種類株式転換価額を下回る1株当たりの発行価額または対価で普通株式に転換もしくは交換可能な株式以外の証券(新株予約権付社債を含む。)または普通株式を引受、購入もしくは取得する権利もしくは予約権(新株予約権を含む。)の発行または処分。

(1) 上記決定が2003年12月31日までに行われた場合、当該発行価額または対価の金額がB種類株式転換価額となる。

(2) 上記決定が2004年1月1日以降に行われた場合、B種類株式転換価額は以下の算式に従って調整される(ただし、円位未満小数第1位を四捨五入するものとする)。

調整後のB種株式転換価額 = 調整直前のB種類株式転換価額

$$\times \frac{A+B}{A+C}$$

A:調整直前の普通株式の発行済み株式数(本会社が保有する普通株式数を除く。)

B:当該発行または処分により本会社が得た対価の合計額をもって調整直前のB種類株式転換価額により取得できる普通株式の株式数

C:当該発行に伴い発行されるまたは当該処分に伴い譲渡される普通株式の株式数

3. B種類株式発行後、合併、資本減少、株式分割、株式併合その他普通株式の発行済み株式数の変更または変更の可能性が生ずる事由が発生した場合、B種類株式転換価額は、本会社の取締役会が合理的に決定する比例的割合をもって調整される。本項の規定に基づくB種類株式転換価額の調整の効力発生の日は取締役会が合理的に決定する。ただし、かかる調整は、上記事項が行われる直前のB種類株式の経済的価値を維持するものでなければなら

(削除)

ない。また、B種類株式転換価額の調整は、他の種類株式（B種類株式を含む。）の転換、本会社により発行された転換もしくは交換可能な証券の転換もしくは交換、または本会社により発行された普通株式を引受、購入もしくは取得する権利もしくは予約権の行使の各事由により株式（種類を問わない。）が発行または処分されるに際しては行われない。

4. 本条第2項の規定に基づくB種類株式転換価額の調整の効力は、以下の各日から生じる。

(1) 本会社がその時点で適用あるB種類株式転換価額を下回る1株当たりの発行価額または対価で普通株式または普通株式に転換可能な株式の発行または処分を行った場合、調整後B種類株式転換価額は、当該株式への払込期日の翌日から効力を生じる。ただし、当該株式の発行または処分が、基準日現在の株主に対する割当によりなされる場合は、かかる基準日の翌日から効力を生じる。

(2) 本会社がその時点で適用あるB種類株式転換価額を下回る1株当たりの発行価額または対価で普通株式に転換もしくは交換可能な株式以外の証券または普通株式を引受、購入もしくは取得する権利もしくは予約権の発行または処分を行った場合、調整後B種類株式転換価額は、当該発行または処分の効力発生日の翌日から効力を生じる。ただし、当該発行または処分が、基準日現在の株主に対する割当によりなされる場合は、かかる基準日の翌日から効力を生じる。

第11条の8(強制転換)

本会社の普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)への上場または店頭売買有価証券としての日本証券業協会への登録に伴い、(i) 東京証券取引所に上場される場合はその時の発行済み普通株式の20%以上または(ii) 日本証券業協会に登録される場合はその時の発行済み普通株式の15%以上(いずれの場合も、発行済み普通株式数を計算するにあたっては、転換社債型新株予約権付社債その他の新株予約権付社債または従業員ストック・オプション向け新株予約権の転換または行使により発行される株式を除き、潜在株式数を含めるものとする。)が引受けにより募集されまたは売り出され、かかる上場または登録が効力を生じた日(以下「上場の日」という。)から2年経過後に取締役会が決定する日(以下「強制転換の日」という。)をもって、本会社は、その時の発行済みB種類株式すべてを、B種類株式1株につき2,500円(ただし、B種類株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には適切に調整される。)をその時点で適用あるB種類株式転換価額で除して得られる数の普通株式に転換することができる。ただし、前記の普通株式数の算定により生じた端数については、商法第220条に定める

(削除)

<p><u>株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</u></p> <p><u>第11条の9(転換に関するその他の事項)</u></p> <p><u>転換に関する手続的事項(重要でないものに限る。)であつて、本定款に定めのないものは、取締役会がこれを決する。</u></p> <p><u>第2章の3 株式の買受または消却</u></p> <p><u>第12条(株式の買受または消却)</u></p> <p><u>1. 本会社は、普通株式またはB種類株式の全部または一部を買受けることができる。</u></p> <p><u>2. 本会社は、取締役会の決議により、本会社が有する普通株式またはB種類株式の全部または一部を消却することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 株主総会</u></p> <p><u>第13条(開催地)</u></p> <p><u>株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地もしくは東京都各区内において開催する。</u></p> <p><u>第14条(招集)</u></p> <p><u>1. 定時株主総会は、毎決算期の翌日から起算して3月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合随時これを招集する。</u></p> <p><u>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、副社長がこれを招集し、副社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p><u>3. 株主総会の招集通知は、各株主に対し会日の2週間前までに発する。ただし、全株主の書面による同意があるときは、招集期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第15条(議長)</u></p> <p><u>株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、副社長がこれに当り、副社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 株主総会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>第13条(招集)</u></p> <p><u>本会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第14条(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>第15条(招集権者および議長)</u></p> <p><u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
--	--

第16条(決議の要件)

1. 株主総会の決議は、本定款または法令による別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決定する。
2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決定する。

第17条(議決権の代理行使)

1. 株主は、議決権を有する本会社の他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない。

第18条(議事録)

1. 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。
2. 前項の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。

第19条(種類株主総会)

1. 種類株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地もしくは東京都各区内において開催する。
2. 第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会について準用する。

第4章 取締役および取締役会

第20条(員数)

本会社に取締役10名以内を置く。

第21条(選任決議)

1. 取締役は、本会社の株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。
3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

第22条(任期)

1. 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。
2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、選任時に在任する他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

第23条(代表取締役等)

1. 代表取締役は、取締役会の決議により定める。
2. 取締役会の決議により、本会社に社長1名、および副社長、その他の役付取締役を置くことができる。

第17条(決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条(議決権の代理行使)

1. 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(削除)

(削除)

第4章 取締役および取締役会

第19条(員数)

本会社の取締役は、10名以内とする。

第20条(選任方法)

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条(任期)

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条(代表取締役および役付取締役)

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、および取締役副社長、その他の役付取締役各若干名を定めることができる。

第24条(取締役会)

1. 取締役会は、法令および本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。
2. 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
3. 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(新設)

第25条(報酬および退職慰労金)

取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。

第26条(社外取締役との責任限定契約)

本会社は、社外取締役との間で、当該取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

第27条(員数)

本会社に監査役5名以内を置く。

第28条(選任決議)

1. 監査役は、本会社の株主総会において選任する。
2. 本会社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠くに至った場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。補欠の監査役の選任決議は、次期定時株主総会が開催されるまでの間、その効力を有する。

3. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。

第29条(任期)

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第30条(常勤監査役)

監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。

第23条(取締役会)

1. 取締役会は、法令および本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。
2. 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
3. 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

第24条(取締役会の決議の省略)

本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

第26条(社外取締役との責任限定契約)

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、当該取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、会社法第425条第1項第1号および第2号に掲げる額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

第27条(員数)

本会社の監査役は、5名以内とする。

第28条(選任方法)

1. 監査役は、株主総会において選任する。

(削除)

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第31条(監査役会)

1. 監査役会は、法令および本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。
2. 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
3. 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

第32条(報酬および退職慰労金)

監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。

(新設)

第6章 計算

第33条(決算期)

本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。

第34条(利益配当金)

利益配当金は、毎決算期の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。

(新設)

第35条(中間配当)

本会社は、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配を行うことができる。

第36条(転換予約権付株式および強制転換条項付株式の転換ならびに一斉転換と利益配当金)

1. 第11条の6の規定によりB種類株式が普通株式に転換された場合の当該普通株式に対する最初の利益配当金の計算については、転換の請求がなされた日の属する営業年度の始めに転換があったものとみなす。
2. 第11条の8の規定によりB種類株式が普通株式に転換された場合の当該普通株式に対する最初の利益配当金の計算については、強制転換の日の属する営業年度の始めに転換があったものとみなす。
3. 前2項の規定の適用については、第35条の規定に基づく分配金はこれを「利益配当金」とみなし、4月1日から9月

第31条(監査役会)

1. 監査役会は、法令および本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。
2. 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
3. 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

第32条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

第33条(社外監査役との責任限定契約)

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、当該監査役が任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、会社法第425条第1項第1号および第2号に掲げる額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 計算

第34条(事業年度)

本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第35条(剰余金の配当の基準日)

1. 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第36条(中間配当)

本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(削除)

30日までおよび10月1日から翌3月31日までの各期間はこれを「営業年度」とみなす。

第37条(除斥期間)

利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

附則

第1条(自動修正条項)

本定款に従って普通株式に転換可能なある種類の株式すべてにつき転換が生じた場合、当該種類株式に関するすべての条文および引用条文は自動的に削除される。

第37条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

(削除)

(削除)